

総務まちづくり常任委員会議事録

(令和6年3月5日)

総務まちづくり常任委員会議事録

- 1 日 時 令和6年3月5日（火） 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員

委 員 長	辻本 馨	副委員長	西田いく子
委 員	斧田 秀明		建石 良明
	藤井千代美		森田 忠彦
	村井 浩二		辻本 博之
	中村 直幸		
議 長	山田 強		
- 4 欠席委員 _____
- 5 説 明 員

町 長	田中 祐二	秘書政策課長	西本 武史
副 町 長	齋藤 健吾	企画担当課長	小泉 大吾
教 育 長	中道 雅夫	総務財政課長	小南 考弘
政策総務部長	小角 孝彦	地域整備課長	鳥取 勝憲
まちづくり推進部長	村上 正規	環境農林課長	木下 明紀
健康福祉部長	子安 逸二	福祉介護課長	辻本 知也
教 育 次 長	池田 貴則		
- 6 議会事務局 事 務 局 長 正野 正 書 記 木下 雄平
- 7 傍 聴 者 _____
- 8 会議に付した事件
 - （1）議案第2号 太子町手数料徴収条例中改正の件
 - （2）議案第4号 太子町下水道事業の設置等に関する条例中改正の件
 - （3）議案第5号 太子町土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例制定の件

午前 9時30分 開 会

○辻本（馨）委員長 皆さん、おはようございます。

本日、総務まちづくり常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長 皆さん、おはようございます。

総務まちづくり常任委員会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、条例案といたしまして、議案第2号、太子町手数料徴収条例中改正の件ほか2件、予算案といたしまして、議案第10号、令和6年度太子町山田財産区特別会計予算ほか2件。以上、合わせまして6件の議案でございます。

何とぞよろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

○辻本（馨）委員長 本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。よって、これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、条例案件3件、当初予算案件3件の計6件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ここで、審議の順でございますが、本日は、議案第2号、第4号、第5号の条例案件3件をご審議いただき、2日目の11日には、議案第10号、第11号、第14号の当初予算案件3件をご審議いただきたいと考えますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○辻本（馨）委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本日は、議案第2号、第4号、第5号の条例案件3件をご審議いただき、2日目の11日は、議案第10号、第11号、第14号の当初予算案件3件をご審議いただきます。

それでは、議案第2号、太子町手数料徴収条例中改正の件、これを議題といたします。本件について説明を求めます。

○小南総務財政課長 皆さん、おはようございます。

それでは、議案第2号、太子町手数料徴収条例中改正の件についてご説明を申し上げます。

それでは、本改正に至りました理由についてご説明させていただきます。

まず、令和5年5月26日に宅地造成等規制法の一部が改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法、通称、盛土規制法となり、それに伴い、南河内広域事務室で共同処理しておりました事務が、盛土規制法施行日の令和6年4月1日より大阪府所管事務となります。

更に、介護保険法施行規則の一部が改正され、令和6年4月1日より施行されることを受け、地域包括支援センターの設置者に加えて指定居宅介護支援事業者も介護予防支援の申請を行うことができるようになることから、介護予防支援の指定対象事業者拡大に対応する必要が生じました。

これらの施行を踏まえ、本条例においても所要の改正を行うものでございます。

恐れ入ります、議案書5頁、新旧対照表をご覧ください。

まず、盛土規制法の改正に伴いまして、条例の第2条第35号中の介護保険法の規定に基づく関係手数料別表6の文言を別表5に改め、更に、第55号から第57号についてを削除いたします。

また、既存の別表第5自体を削除しまして、介護保険法施行規則の改正に伴い、別表6の区分19に、指定居宅介護支援事業者の指定等の申請と、指定介護予防支援事業者の指定等の申請を同時に受けた場合の審査手数料の金額1件3万5千円を新たに設け、同様に、区分20に更新審査手数料として金額1件1万円を新たに設けるものでございます。

更に、別表第6を別表第5に改めます。

最後に、施行日でございますが、4項の改め文をご覧ください。

附則でございますが、この条例は令和6年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第2号の説明を終了させていただきます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○辻本（馨）委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田副委員長 1つは宅地造成等規制法、この法律名及び内容が抜本的に改正されるということ、こっちのほうについて聞きますね。

大阪府所管になるということで、太子町が持っているよりも、それは府に大きく見てもらうほうがいいと思うんですけれども、それはそれとして、これ、金額は変わっていないんですか。

○鳥取地域整備課長 手数料の金額でございますが、今回、市町村から大阪府に変わるということで、市町村の金額と比べ、若干値上がりしております。これにつきましては、やはり、市町村移譲されたときは平成24年の金額になっておりますので、ここから約10年たっております。人件費の高騰であるとか、それと、今回、盛土規制法に変わりましたことで、中間検査が1個増えております。それだけきっちりと見ないといけないということでございますので、その手数料も込みされて若干の値上がりというふうに考えております。

○西田副委員長 金額はちょっと分からないのでしょうか。

○鳥取地域整備課長 例えばでございますが、盛土、切土をする土地において、面積が500平方メートル以下の場合でございますが、改正前では1万3千円だったところが1万4千300円ということになっております。

○西田副委員長 ありがとうございます。

あともう一つは介護関係のほうなんですけれども、申請を同時に行うことができるようになるためということなんです、それはいいことなのか悪いことなのかちょっと分からへんのと、両方あるのでしたら、メリット、デメリットを教えてくださいなんですが。

○辻本福祉介護課長 今回、申請のほうが民間の事業所で可能になったということなんです、そもそも、現時点で地域包括支援センターのほうのみ対応可能となっておった業務につきまして、地域包括のほうも手いっぱいになってきて、全国的にかなりしんどい状況だということのまず改善策という一面もございます。利用者側からしますと、幅が広がるという意味ではマイナスではないのかなというふうに考えております。

あと、デメリットなんですけれども、ちょっとデメリットと言えるかどうかはあれなんです、現在、予防の対象のほうが必要支援1、2の方でございまして、現在の地域包括が全て対応しておりますので、町内にお住まいの必要支援1、2の方の情報であったりとかいうのは全て役場のほうで集約されるといいですか、そういう状況なんです、事

業所の方が受けた場合、そういった現在の住民さんとの密な距離感が保てるかという部分で、そこは事業所と地域包括のほうが連携してしっかりやっていけば解消できる課題かなとは思っておりますが、そういったところが挙げられると思います。

以上です。

○西田副委員長 それによって、太子町の職員さんがまた仕事が増えるのはどうかなとは思いますが、利用者側にはデメリットはないかなというような説明でしたので、ありがとうございます。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

○斧田委員 宅造の関係の分についてなんですけれども、改めてというか、ちょっと確認を取らせてもらいたいのが、やはりこれは、熱海とかああいうところで大きな土砂災害が起きたことに対して、やっぱり専門職というんですか、いろんな立場で専門家の目がないとこういう申請段階で災害を防げないというふうなこともある流れの中で、やはり市町村よりも大阪府全体として、ここら辺の事業というんですか、申請のほうを取っていくという、そういうふうな流れでよろしいのでしょうか。

○鳥取地域整備課長 今回の法の趣旨が、おっしゃったように、熱海のあの大規模盛土の崩壊がきっかけになってございます。この法の趣旨が、盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することが目的というふうになってございますので、市町村では、やはり中々技術的に不備なところもございますし、技術的な基準でございますので、仮に、あそこの市町村でオーケー、ここの市町村でオーケーと、その解釈の仕方が変わっても具合が悪いということがございます。そういうことから、大阪府で一元化で規制ということで、今回の改正になったものでございます。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本（馨）委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本（馨）委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第2号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻本（馨）委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号、太子町手数料徴収条例中改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第4号、太子町下水道事業の設置等に関する条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○木下環境農林課長 おはようございます。

議案第4号、太子町下水道事業の設置等に関する条例中改正の件について説明させていただきます。

地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布され、令和6年4月1日から施行することとされています。法律の一部改正の中で、公金事務の私人への委託に関する制度の見直しによる条文の改正、追加による条ずれがなされました。本条例の改正は地方自治法を引用していることから、条ずれによる改正を行うものでございます。

議案の3頁目、新旧対照表をお願いします。

太子町下水道事業の設置等に関する条例第5条中の第243条の2の2を第243条の2の8に改めるものでございます。

1頁戻っていただきまして、附則でございます。この条例は令和6年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第4号、太子町下水道事業の設置等に関する条例中改正の件についての説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○辻本（馨）委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○斧田委員 大差というんですか、これはあくまでも上位法の関係で条ずれと、先ほど出ていました。その部分だけで、内容的には何も変わらないということでしょうか。

○木下環境農林課長 そのとおりでございます。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻本（馨）委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻本（馨）委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第４号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻本（馨）委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第４号、太子町下水道事業の設置等に関する条例中改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第５号、太子町土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例制定の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○木下環境農林課長 議案第５号、太子町土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例制定の件について説明させていただきます。

本条例は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律が令和５年５月２６日に施行され、宅地造成及び特定盛土等規制法、いわゆる盛土規制法に改正され、盛土などの規制について、土地の用途にかかわらず、盛土規制法により全国一律で包括的に規制することとなったため、本条例を廃止するものです。

議案の２枚目の附則でございます。この条例は令和６年４月１日から施行することとしております。

以上、議案第５号、太子町土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例制定の件についての説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

○辻本（馨）委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○斧田委員 改めての確認というんですか、先ほどの件にも伴って、太子町のほうで上げていたこの条例については意味がなくなるということで廃止されるということでよろしいのでしょうか。

○木下環境農林課長 そうでございます。包括的に全国一律の基準で法制度が改正されま

すので、盛土規制法のほうに包括されるということで、本条例を廃止するものでございます。

以上です。

○**斧田委員** これ、大阪府のほうでやるというふうな形ですけれども、こういう悪質な埋立て等の関係で情報を集めるというのは、それぞれの市町村が、当然、しっかりと目を光らせておかないといけないというふうなことだと思いますので、条例等は廃止になり、仕事等も大阪府に行ったような形にはなりますが、実際の業務の中では、ちゃんと大阪府への照会等、引き続き頑張っていたいただきたいと思います。

○**辻本（馨）委員長** よろしいですか。

ほかにございませんか。

○**西田副委員長** これは全会一致で国会を通っている法律なので、特に問題に思っていないけれども、その中でも、審議の中で、規制対象を人家等に被害を及ぼし得る区域だけに限定していることは大丈夫ですかという質問をされているんですけれども、それに対して、ちゃんと検査してやっていくから大丈夫ですというのが国の答弁なんですけれども、だからそういうことは起こりませんと言いますが、そういう人家があるところだけに限られているということで、太子町ではそこから外れるところも出てくるのか、大きく網がかかるのか、そこら辺を教えてください。

○**木下環境農林課長** 今回の盛土規制法では太子町は全域が区域となっておりますので、全ての地域、地区において規制の対象となっております。

○**西田副委員長** ありがとうございます。

それと、うちは条例を廃止するではないですか。それは都道府県で見るということなんですけれども、ということは、うちはだから、大阪府ではなくて市町村に回ってしましたけど、これって全国の都道府県の中で、よそもみんなそうなんですか。それともやっぱり、どこかの都道府県だけがこういう感じになって、条例を廃止せなあかん自治体が出ているんですか。

○**木下環境農林課長** 基本的には太子町は大阪府が見ていただけるんですけれども、政令指定都市等によっては自分の自治体で見られる自治体もあるというふうには聞いてございます。法としては同じ法ということになります。

以上です。

○**辻本（馨）委員長** ほかにございませんか。

○中村委員 大変大きな事故が起きてこういう法律ができたということなんですけれども、実際に見張るほうばかりではなくて、実際に携わる建設業者等々へのPRというんですか、こういったことができているという勉強会とか、そういった形の周知というのはどのようにされますか。

○鳥取地域整備課長 先ほどの宅地造成も含めまして、許可権限が市町村から大阪府に変わりましたよという内容につきましては、基本的には市町村、うちの町の指名業者、建設業者には、もう住所も全部登録されておりますので、こういう形で変わりましたという通知は送らせていただきます。あと、広報等でPRしていく予定ではございます。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

○木下環境農林課長 すみません、先ほどの西田委員のご質問の回答の中で、私、政令指定都市とお答えしたんですが、政令都市以外にも中核市や事務移譲市がする市町村がございます。訂正でございます。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本（馨）委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本（馨）委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第5号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○辻本（馨）委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号、太子町土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例制定の件は、原案どおり可決することに決しました。

以上で、本日の審議事項は全て終了いたしました。

なお、次回は11日月曜日となっておりますので、よろしくお願いいたします。

これにて委員会を散会させていただきます。

本日はお疲れさまでした。

午前 9時50分 散 会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

総務まちづくり常任委員長 辻 本 馨